

公開草案「2024年年次改善プロジェクトによる企業会計基準等の改正（案）」 に対する意見

日本公認会計士協会
2025年 1 月 20 日

当協会は、このたび公表されました公開草案「2024年年次改善プロジェクトによる企業会計基準等の改正（案）」（以下「本公開草案」という。）に対して、以下のとおり意見を申し上げます。

質問 I-1（包括利益の表示に関する質問）

包括利益会計基準改正案及び株主資本適用指針改正案における上記の提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

基本的に同意する。ただし、以下の点についてご検討いただきたい。

1. 土地再評価差額金の取崩額の取扱い

【意見】

移管指針第 14 号「土地再評価差額金の会計処理に関する Q & A」Q3 の A の「土地再評価差額金の取崩額は、当期純利益には反映されず、その他利益剰余金（株主資本等変動計算書）に直接計上」という記載が、今回の改正の対象ではないことを明確化すべきと考えられる。

（理由）

土地再評価差額金の取崩しについては、我が国の会計基準において、いわゆるクリーンサープラスの原則から外れる例外的な会計処理であり、今回の改正が対象としている会計処理ではないことは理解している。しかしながら、土地再評価差額金の計上から 20 数年が経過し、長年取崩しを行っていないようなケースがあるときに、今回の改正を踏まえて土地再評価差額金以外のその他の包括利益累計額が組替調整（リサイクリング処理）されることが強調されることによって、土地再評価差額金についても誤って組替調整（リサイクリング処理）してしまう可能性も考えられるため、この点を結論の背景などで注意喚起のために明確化することが考えられる。

質問 I-2（その他）

その他、包括利益会計基準改正案及び株主資本適用指針改正案に関して、ご意見があればご記載ください。

特になし

質問Ⅱ-1（特別法人事業税の取扱いに関する質問）

法人税等会計基準改正案及び税効果適用指針改正案における上記の提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

提案に同意する。ただし、以下の点についても改正を検討すべきと考えられる。

2. 実務対応報告第 42 号の改正の要否

【意見】

本公開草案と同様の状況にあると考えられる、実務対応報告第 42 号「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（以下「実務対応報告第 42 号」という。）に記載される実効税率の取扱いについても、同様の改正を検討されたい。

（理由）

本公開草案においては、税効果会計の適用に使用する実効税率の算定にあたり、「特別法人事業税」の取扱いを明確化させることが意図されている。実務対応報告第 42 号の本文において個別の税目ごとの定めが設けられ、また、設例 5 においても同様に実効税率の算定方法が示されていることから、本公開草案と同様に「特別法人事業税」の取扱いを明らかにすることが求められると考えられる。

質問Ⅱ-2（今後の基準開発の方向性に関する質問）

法人税等会計基準の適用対象となる税金を定める方法を見直すことに関して、ご意見があればご記載ください。

3. 法人税等会計基準の今後の基準開発の方向性に関するコメント

【意見】

企業会計基準第 27 号「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（以下「法人税等会計基準」という。）において、現行の定めのようにすべての具体的な税金についてその取扱いを示すのみではなく、「所得を課税標準として課されるもの」を税引前当期純利益の下に表示する法人税等とする包括的な定めを追加を検討するべきであると

考える。

(理 由)

現行の法人税等会計基準では、法人税、住民税、事業税及び本改正において提案されている特別法人事業税などの具体的な税金を挙げて、その取扱いを特定しているが、次の理由により、包括的に「所得を課税標準として課されるもの」を税引前当期純利益の下に表示する法人税等とすることを追加的に定めるよう、現行の法人税等会計基準の見直しを検討することを提案する。

(1) 新たな税制が創設された場合

今回の改正の対象となる「特別法人事業税」など、新たな税制が創設された場合に、当該税金が税引前当期純利益の下に表示する「法人税等」に該当するかどうかについて、現状では、包括的な定めがないことから、税金が創設される都度、適時に改正を行わなければならない、適時の改正がなされない場合には、実務において多様性が生じてしまう可能性があるとも考えられる。

(2) 在外子会社及び在外支店等で課せられる税金の取扱い

在外子会社や在外支店等においては、令和5年度の税制改正で織り込まれたグローバル・ミニマム課税制度のみならず、様々な税制により税金が課せられることがあり、今後も新たな税制の導入が想定される。この点に関して、「所得を課税標準として課されるもの」のように包括的な定めを設け、これを税引前当期純利益（又は税金等調整前当期純利益）と対応させることを目的とすることなどを追加的に明示することで、これらの様々な又は新たな税制などにも、原則ベースで対応することができると考えられる。

質問Ⅱ-3（その他）

その他、法人税等会計基準改正案及び税効果適用指針改正案に関して、ご意見があればご記載ください。

特になし

質問Ⅲ-1（種類株式の取扱いに関する質問）

実務対応報告第10号改正案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

特になし

質問Ⅲ-2（その他）

その他、実務対応報告第10号改正案に関して、ご意見があればご記載ください。

4. 「目的」の項の金融商品実務指針の記載

【意見】

「目的」の項の「金融商品会計に関する実務指針」に「会計制度委員会報告第14号」を追加する必要はないか、ご検討いただきたい。

（理由）

会計基準等の正式名称が記載されるべき箇所において、基準号数を含む一定の記載が漏れていると思われるため、追加の必要がないかご検討いただきたい。

以 上